

## 令和6年度被害者保護増進等事業費補助金で 財産処分を検討される方へ

令和6年度の補助事業で補助金の交付を受けた機器等の  
財産処分を検討されている方は、  
本事務局のコールセンターにお問い合わせください。

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局